

【別表C(5)(公益目的事業継続予備財産)】

公益目的事業継続予備財産を保有する場合には、以下の事項について記載ください。

①保有の必要性	公益目的事業継続予備財産を保有する必要性を記載ください。以下のi～ivの観点からの御説明が考えられます。 i 公益法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組		
<p>少子化の影響により、看護専門学校の受験者数の減少が見込まれる。それに伴い、定員数を割り込む可能性が高いものとする。</p> <p>各学年の学生数が10名減少という事態を想定し、減収に耐えることができるような資金準備を実施する。</p> <p>オープンキャンパス等の学生数確保のための様々な活動は実施しているものの、不測の事態に備える必要がある。</p>			
②限度額	26,568,295	円	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。
<p>学生数の多寡に関わらずに必要となる事業費を基に、総事業費の2ヶ月分を積み立てることとする。</p> <p>159,409,772 × 2 / 12 = 26,568,295(円)</p>			
③公益目的事業継続予備財産額	使途不特定財産額の計算において控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできません。		
②限度額	使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額(※)		公益目的事業継続予備財産額
26,568,295 円	431,467,777 円	⇒	26,568,295 円

(※)使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額＝公益目的事業会計の資産額(対応する負債を除く)－公益目的事業会計の控除対象財産(対応する負債を除く)の額で算定

公益目的事業会計の資産額	1	1,500,592,773 円
公益目的事業会計の負債額	2	311,306,464 円
公益目的事業会計の控除対象財産額	3	781,165,482 円
公益目的事業会計の控除対象財産の対応負債の額	4	23,346,950 円

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法

控除対象財産の額 3欄	31	781,165,482 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 C(1)5欄のうち公益目的事業会計に係る額	32	23,346,950 円
指定純資産の額	33	241,922 円
31欄-32欄-33欄	34	757,576,610 円
引当金勘定の合計額	35	24,412,348 円
各資産に直接対応する負債の額 C(1)5欄+債+7欄のうち公益目的事業会計に係る額	36	286,894,116 円
その他負債の額 2欄-35欄-36欄	37	0 円
一般純資産の額	38	1,189,044,387 円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	23,346,950 円

控除対象財産の額 3欄	31	781,165,482 円
指定純資産の額	33	241,922 円
31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	24,412,328 円
その他負債の額 2欄-35欄	37	0 円
一般純資産の額	38	1,189,044,387 円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円